

『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』に関する一考察

日隈 正守

(2003年10月21日 受理)

A view of Nitta Shrine Documents from Enosanryō in Jindaisanryōshi

HINOKUMA Masamori

要 約

本稿では、江戸時代の編纂物である『神代三陵志』可愛山陵項に収められた『新田神社文書』の具体的内容と全体としての史料的性格について分析した。その結果『神代三陵志』可愛山陵項に収められた『新田神社文書』は、主に八幡新田宮（現新田神社）の前身及びそれ自体が可愛山陵（瓊瓊杵尊の陵墓）である事を記載した文書群であった。

『神代三陵志』可愛山陵項に収められた『新田神社文書』を使用すると、八幡新田宮がいつ頃から可愛山陵との関係を主張し始めたかを解明する事ができる。この課題に関しては、鎌倉前期に八幡新田宮が阿多北方内の所領を地頭鯨島家高に押領された際、再び地頭に所領を押領されない様にする事と、進まない修造を促進する意図、薩摩国内において八幡新田宮よりも神社としての序列が高い開門神社に対抗する目的等のため、八幡新田宮は瓊瓈杵尊との関係を主張し宗教的権威付けをしたと考えられる。

キイワード 神代三陵志 新田神社文書 八幡新田宮

はじめに

薩摩藩に仕えていた後醍醐真柱は、幕末の時期に天皇家の祖先である瓊瓈杵尊（神武天皇の曾祖父）、火火出見尊（神武天皇の祖父）、鷦鷯草葺不合尊（神武天皇の父）の陵である可愛山陵、高屋山上陵、吾平山上陵を各々薩摩国高城郡水引郷宮内村八幡山、大隅国肝付（属）郡内（之）浦郷北方村国見岳国見陵、大隅国肝付郡始良郷上名村鶴戸陵に比定した『神代三陵志』を明治2年（1869）神祇官に提出した⁽¹⁾。この後醍醐真柱編『神代三陵志』は、幕末薩摩藩で盛んに行われていた国学研究の一環である⁽²⁾。可愛山陵・高屋山上陵・吾平山上陵の位置については諸説有るが⁽³⁾、明治初年

政府により三陵とも鹿児島県内に比定された⁽⁴⁾。

後醍院真柱編『神代三陵志』可愛山陵項に、『新田神社文書』が引用されている。同編『神代三陵志』所収『新田神社文書』は、殆ど現存していない⁽⁵⁾。そのため新田神社研究上、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』は、極めて高い史料的価値を持つ。『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』の史料的特質は何か、また『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』から何が判明するのか、本稿で考察していきたい。

一、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』について

本章では、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』にどのようなものがあるかを確認しておきたい。

まず『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』を編年順に挙げていく⁽⁶⁾。

① 寺家政所下文写

寺家政所下、新田宮所司神官等、

仰下參箇条、

(一,) 可早任先例、牒送国衙、企出序、令勘合當宮例名常見浮免田百五十余町事、

右、件御名田如例文者、御建立以來三百余年之間、天長地久御願為講經供田立用免、無相違御名田也、而今任用各為貪利潤、寄事於有國威、背先例、不勘合之條、尤有神慮恐之事歟、早付任用序官、任先例、可勘合、若有遁避者、可急言上、為經奏聞也、

(後次)

①寺家政所下文写は、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』中では、最古の文書である。本下文写は『神代三陵志』の中では、鎌倉前期である建仁（1201～1204）・元久（1204～1206）年間頃の文書として引用されている。しかし本文書は、八幡新田宮が現蔵している『新田神社文書』の中に含まれている⁽⁷⁾。本文書が発給された実際の時期は、平安末期の永万元年（1165）である。

本文書が『神代三陵志』の中において建仁・元久年間頃の文書であると記載された理由は不詳であるが、永万元年の時期と同様建仁2年にも八幡新田宮と薩摩国衙が免田奉免を巡り争っている事⁽⁸⁾、本下文写の中には新田宮が建立されて「三百余年」と記載されているので、『神代三陵志』可愛山陵項に記載されている新田宮元慶6年（882）建立説を示すためには、永万元年に発給された文書とするよりも建仁～元久年間に発給された文書とした方が都合がよい事等に拠ると考えられる。

本下文写が『神代三陵志』可愛山陵項に収められたのは、八幡新田宮の建立以来の歳月を明示している事に拠ると考えられる⁽⁹⁾。

② 新田宮所司神官等重解状写

薩摩国新田宮所司神官等重解，申進申文事，

請殊蒙，天裁被裁下，為当國阿多郡北方地頭鯨島刑部家高法師，依當宮領五大院田宮男田，令濫妨奪取一神王面并御鉢，打破二神王面間事，社家難及是非之間，承朝議趣，欲令存知子細狀，

副進 先進所司之解案，付社解具書等，

関東御成敗状案，

当社者，八幡三所神明之垂跡，九州五所別當（宮カ）專為第一，自數百歲之昔，忝有五体神王面，日向國天降之当初五部神前行給，薩摩國遷御之後者，龜山峰奉崇三所神明并五神御體，以此社為新田宮，稽之，上古則如斯，國家鎮護王面也，爰家高法師恣巧新儀，擬押領五大院田宮男田，關東之御沙汰一切不令承引，剩去年八月廿三日家高法師并代官吉行等致狼藉之時，奪取一神王面并御鉢，打破二神王面之條，所司神官等奉隨身破損之面，企參洛，經奏聞之刻，被為在御沙汰於關東之所，於神領違亂事者，兩方一決所司神官等就理分，被決御成敗之上，家高法師永被改易地頭職畢，

（後次）

宝治元年（1247）十一月

本重解状写は、阿多北方地頭鯨島家高の八幡新田宮領に対する非法行為を朝廷に対して訴えたものである⁽¹⁰⁾。本文書の中で八幡新田宮所司神官達は、八幡新田宮の由緒深さを示すために、同宮は九州五所別宮の第一であり⁽¹¹⁾、家高が破壊した神王面は天孫降臨の際前行した五部神の化身であると主張している。

本文書は、八幡新田宮の由緒深さを記載している事と天孫降臨との関係を示している理由で、『神代三陵志』に引用されたと考えられる。

③ 八幡新田宮所司神官等解状写

（前次）

薩州（摩國カ）八幡新田宮所司神官等，謹解申進申文事，

請特且任先規，且依傍例，奏聞公家，申賜宣旨，被造替當宮正殿已下神殿門廊等子細狀，副進，証文案，

右，謹按旧貫，天尊瓊瓊杵尊円寂砌，可愛陵高城千台宮者，今新田八幡宮是也，從天照第三代靈神，為日域無双之宗廟間，當宮造替事，仰附當國宰吏，配分國中庄公，被造勤例敢無異儀，抑先度造營之地為御山麓之間，任所々例，可奉移山頂否之由，被奏聞之日，可奉造山頂之由，被下占形畢，而去承安三年，件正殿以下門廊等不慮之外炎上之條，相叶御卜，冥慮令然歟，然而于今不被遂其節之事，斯神官尪弱而旻聽不達故也，悲哉，祠官等瞻陵岳之巖，雖勤式日神事，視神殿廢欲復往古墓（基カ）跡云々，望請裁斷，且任先規，且依傍例，不嫌

國中庄公郡郷，平均支配，不日可被造替之由經奏聞賜宣旨，早速被遂其節者，將增御神之威光，弥仰敬神之皇化，奉祈無彊之宝祚矣，仍為公為私不可不奏之，故粗勤在狀，言上如件

建長八年（1256）四月

執印 惟宗友成他六人連署

本解状写は、瓊瓊杵尊の可愛(山)陵の所在地が八幡新田宮鎮座地である事を示した最初の文書である。八幡新田宮の所司神官達が八幡新田宮と可愛(山)陵を結びつけた背景としては、平安末期火災による八幡新田宮焼失に対する修造の滯りがあったと考えられる⁽¹²⁾。修造督促のため、八幡新田宮と可愛(山)陵とを結びつけ、八幡新田宮の宗教的権威を強める必要性があったと考えられる。

本解状写は、八幡新田宮と可愛(山)陵との関係を示しているため、『神代三陵志』に引用されたと考えられる。

④ 薩摩国司庁宣写

新田宮御神拝京進物代□米十六石事，被切渡光富名去年未進候也，御庁宣如此，守此旨可令致沙汰之，牛屎院并加世田別府御初任召物事，自社家任先例可令致其沙汰之由，依国宣執達如件，

正嘉二年（1258）九月十四日

左衛門少尉 判

謹上 新田宮執印殿

本国司庁宣写は、国司初任神拝が八幡新田宮に対して行われていた事を示す文書として『神代三陵志』に引用されている。八幡新田宮が薩摩国内における由緒ある神社である事を示している。

⑤ 新田宮所司神官等解状写

（前次）

請特，且任先規，且依恒例，經奏聞，申賜宣旨，被造替當宮正殿已下神殿門廊等子細狀，右，謹檢旧記，天尊瓊瓈杵尊圓寂砌，可愛陵高城千台宮者，今新田八幡宮是也，從天照第三代之靈神為日域無双之崇廟，而承安三年件正殿已下門廊等不慮（之カ）外炎上畢，同四年急可造畢之由，依被下日時勘文，適當宮根本造立之地為御山麓，任所々例，可奉移山頂否事，經奏聞之日，可奉造山頂之旨，安元二年之占形嚴重也，然而于今不遂其節之間，祠官等瞻陵岳之嚴，雖勤式日御神事，拝神殿之廢，欲復往古之基跡云云

（後次）

文永五年（1268）正月

本解状写も、③号文書と同様、八幡新田宮所司神官達が瓊瓈杵尊を葬った可愛(山)陵の位置が八幡新田宮の前身である事を主張している。この主張の背景には、③号文書と同様難渋している八幡新田宮修造督促の意図が考えられる。⁽¹³⁾

⑥ 新田宮所司神官等解状写

(前欠)

今度不被遂彼造営者，当宮滅亡之条，無異儀者也，而神王面虫損事，神慮難測之間，依仰天裁，謹捧奏狀畢，因茲，倩考旧貫，大王者猿田彦大神是也，神王者惡魔降伏變化所作神云云，件虫損之条，開宝藏令拝見之刻，承蒙古人叛逆之由畢，是則當宮既及廢亡之間，如斯之折節希代之不思儀事，神慮所令然歟，雖然為蒙古人降伏，神王悉趣（赴カ）彼鬪戰之途給之由，或乘諸人之口，或有夢想之告，隨蒙古人征伐之条，無疑殆，是編鎮護國家之尊神之故，忝所顯嚴重之奇特給也云々

(後欠)

文永十二年（1275）

相変わらず八幡新田宮の修造が滞っている中で、前年蒙古が襲来した。八幡新田宮所司神官達は、同宮建物が朽損している事が蒙古襲来と深い関係にあると主張し⁽¹⁴⁾、神々の怒りに拵り日本国に更に大きな災いが降りかかる前に修造を求めている。この文書の記載から、進まない八幡新田宮の修造に対して所司神官達の強い焦燥と危機意識を感じる事ができる。

⑦ 新田宮所司神官等解状写

(前欠)

当社者，天照第三靈神瓊瓊杵尊，日域無双之崇廟也，高城千台可愛之陵号新田宮，八幡尊号起自此宮（御縁起進覧），隨而五所別宮專為第一，日祠月祭之勤數百余度，有增無減，悉祈天長地久（注文進覧之），然間代代賢主寄田園，任任國吏添社領為神領之地，不隨他所役，不勤大小勅院事者也，亦大嘗會召物，造内裏作料，伊勢神宮役夫公（工カ）米，造宇佐宮役等者，朝家無双之大嘗，國土平均之重役也，仍不論權門勢家之所領，不嫌神社仏事之庄園，悉以雖被催役，至當宮御領者，方方之所役一一以勅免，其旨趣鳳輪未朽，龜鏡猶明云云

(後欠)

弘安七年（1284）十一月

本解状写で八幡新田宮は、瓊瓈杵尊崇廟可愛（山）陵であり⁽¹⁵⁾、同時に八幡宮発祥の神社で、五所別宮の第一である事を唱えている。八幡新田宮が八幡宮発祥の神社である事を主張したのは、本解状写が初めてである。前述の様に②号文書でも、八幡新田宮の前身は可愛（山）陵で、五所別宮の第一である事を主張している。しかし依然として修造が滞っているので、八幡新田宮の神格を強調するために、八幡宮発祥の神社である事を主張し始めたと考えられる。

⑧ 八幡新田宮所司神官等解状写

薩摩国 八幡新田宮所司神官等謹解申進申文事，

請殊蒙恩裁，仰同國守護人下野三郎左衛門尉忠宗而可注進當國一宮由，自關東被仰下処，

郡内小社開門社存外仁為一宮旨就令競望，忠宗不糺明彼此是非，令閣沙汰，希代未會有子細状，

(右，)謹檢案内，當宮者天下剖判之初，乾坤造化之砌，地神三代之尊神瓊瓊杵尊之靈廟也，号之可愛陵，仍天下始起于此神，日本紀曰，此尊者立國之神聖創業之天祖也，是則，天照大神与高皇產靈孫也云云，尤可謂吾朝第一宮，何況為國中一宮之条，無異儀者哉，開門社者天智天皇帝后也，然者，云時代云年紀不及對揚之条，勿論歟云云

(後次)

弘安十年（1287）三月

執印 散位惟宗重兼

他七名連署

本解状写は、薩摩国一宮相論に關係する史料である。薩摩国一宮相論は、蒙古襲来後に始まる⁽¹⁶⁾。本解状写の中で、開門社が天智天皇・皇后を祭っているのに対して、八幡新田宮は瓊瓈杵尊を祭神にしている所が興味深い。前述の様に瓊瓈杵尊は、神武天皇の曾祖父である。八幡新田宮は一宮相論において、開門神社よりも古い祭神を設定している事は、注目に値する。

⑨ 八幡新田宮雜掌解状写

薩摩国 八幡新田宮雜掌謹言上，

欲早且奉為神威不朽，且任先例可祓清由蒙御成敗，為薩摩郡内光富又次郎頼秀母堂，當社夏越御致齋最中，称有貢物，於路次押取同郡内永利名住人正重妻女間，任先傍例可致誠沙汰由訴申社家間，相触頼秀処，乍令承伏不祓清無其謂事，

右，謹檢案内，當社者，我朝開闢之当初，地神三代尊神，日域無双之崇廟也，高城千台可愛之陵号新田宮，八幡尊号起自此宮，隨而五所別宮專為第一，然則神威異他之間，号每年兩度（御夏越自六月一日至同廿九日，放生会自八月十五日至九月十六日）御致齋，被禁斷殺生押取質身代等事無之処，頼秀任我意令押取彼正重妻女破致齋之間，永利名主如性并正重等依訴申相触之処，可祓清之由頼秀代官田所入道於社家乍令承伏，存外改變不祓清令成御神事違亂之条，希代所行也，仍御神事雖可令闕怠，為仰上裁祠官等含愁訴如形所遂行也，凡急速於無誠御沙汰者來九月十五日御放生会定猶亂歎，奉為神，奉為上，不可不誠矣，然者早任先傍例，可祓清之由為蒙御成敗，言上如件

正応元年（1288）八月

本解状写は、八幡新田宮の夏越致齋時に、薩摩郡光富頼秀の母が濫妨狼藉行為を行った事に伴い、境内を清浄に清めるための清祓を頼秀が行わない事に対する訴状である。本解状写では、八幡新田宮が高城千台可愛(山)陵で、八幡宮発祥の神社でもあり、五所別宮の第一である事が記載されている⁽¹⁷⁾。こうした八幡新田宮の由緒が記載されている事により、本解状写は『神代三陵志』に引用されたと考えられる。

⑩ 官宣旨写

左弁官下，向大宰府路次国国，
使使部清原国房 徒二人
使使部大中臣師廉 徒二人 火長老人

右，左大臣宣，奉 勅，為令注進言上，管薩摩国新田宮造營事，差件等人，宛使發遣如件，
府宜承知，使者經彼之間，依例賜食馬，路次之国国，宜准此官符送下，

永仁三年（1295）

本官宣旨写は、八幡新田宮修造のため、朝廷から西海道諸国へ使節が派遣された事を示している。この使節は最終的には、薩摩国内に向かったと考えられる。朝廷がこの時期八幡新田宮の修造に取組んだのは、恐らく八幡新田宮が異国降伏の祈祷⁽¹⁸⁾等に尽力したからであろう。

⑪ 八幡新田宮所司神官等解状写

薩摩国 八幡新田宮所司神官等謹言上，

欲早被經御奏聞，被寄附料所於社家，調進神輿以下御神宝等，被遂行遷宮後，可造畢未作寺等由，被仰下子細事，

副進云云

右，當宮者，吾朝開闢之当初，地神三代瓊瓊杵尊靈神，日域無双宗廟也，高城千台可愛陵号新田宮，八幡尊号起自此宮，隨而鎮西五所別宮專第一也，爰承安回祿之以後，不日可造營之由，度度雖被仰下，或任者乍申領掌，不終其功空馳過一任，或任者申子細不遂造營，國務非重代之間，自然令遷替，未終其効（功カ）之間，連連奇瑞惟多，仍造營事，為異國御祈祷綺，起自叡慮，重重被御沙汰，為國衙之沙汰，可被造營之由，可被仰下之處，國司依被申子細，被寄附料所於社家之間，正殿四所社武内以下數字造營，猶未作寺社在之，然而仮殿朽損之上，適正殿武内以下乍造營之不及遷宮，送年序之條，云神慮，云公平，旁以有其恐，任宮崎宮之例，先被遂行御遷宮，於未作分者，被延料所年限可有其沙汰歟之由就言上，為左小弁（于時藏人大進）奉行，永仁二年十月廿四日猶被相延年限之由，被下綸旨畢，其上於年限者被差下官使，就注申可被定下之由，被仰下之間，官使下向事，旅糧以下社家無力雖為難済事，申子細者，可被相貽御不審之間，懇就申領掌，被下宣旨，依被差遣官使國房等，云造營並未作分，云社家取納料所年貢，官使等注進之，仍官務被執奏之間，未作寺社損色功程事，重又被仰官使，被召至要所勘注狀畢云云，

（後次）

永仁七年（1299）三月

執印 惟宗重友

他連署七名

本解状写でも、八幡新田宮は瓊瓊杵尊の崇廟である事、八幡新田宮は八幡宮発祥の神社であり、鎮西五所別宮の第一を主張している事が記載されている。以上の事は、八幡新田宮鎮座地が可愛

山陵である事を示す重要な根拠になる。故に本解状写が『神代三陵志』に収められたと考えられる。

八幡新田宮の主張の背景は、依然として修造が完成していない事にあると考えられる⁽¹⁹⁾。

⑫ 薩摩国留守所下文写

留守所下、 加世田別府、

可早弁勤 八幡新田宮當御初任御神拝用物等事、

龜絹弐疋	布壹段	色革參枚	荒皮一枚	八丈絹弐疋	茜伍両
紫三両	糸壹分	綿壹分	古鍬伍口		

右、任先例、可令弁勤之状、如件、

正安四年（1302）九月廿五日

在国司在判

薩摩国司初任神拝の儀式に必要な用途は、薩摩国内の郡院郷に賦課されたと考えられる。本留守所下文写は、加世田別府に賦課されたものである。本下文写から、鎌倉後期薩摩国司は、八幡新田宮に対して初任神拝を行っている事、八幡新田宮は、薩摩国司が重要視している神社である事等が分かる。

⑬ 薩摩国一宮八幡新田宮所司神官等解状写

薩摩国一宮 八幡新田宮所司神官等謹解、申請天裁事、

（中欠）

右、當宮者、天下剖判之初、乾坤造化之砌、地神三代之尊神瓊瓊杵尊之崇廟也、号是可愛陵、仍天下始起于此神云云、尤可謂吾朝第一宮、何況於國中哉、隨而如公家神名帳者、當國仁半新田宮一所許被記之、當宮日向國天降高千穗穗触之峯（今御在所是也）御事天下始也云云、然者、國司每初任、先遂奉幣於當宮、令進宮御神拝用途之後、被執行國務之條先例也云々、

（後欠）

元亨四年（1324）五月

執印 惟宗友郷

他連署七人

本解状写は、薩摩国一宮相論の中で作成された。この文書の中で、八幡新田宮は初めて薩摩国一宮を称えている。前述の様に八幡新田宮は、瓊瓈杵尊の御陵であり、同宮は日本国内においても第一宮である事が記載されている。この故に本解状写は、『神代三陵志』に引用されたと考えられる⁽²⁰⁾。

本章では、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』について、検討してみた⁽²¹⁾。その結果、文書①（以下前出『神代三陵志』所収『新田神社文書』）は、便宜的に編年順に付した文書

番号で表示する）は八幡新田宮の元慶6年（882）創建説を示すため、文書②・⑦・⑨・⑪は、八幡新田宮が五所別宮の第一を主張している事、文書③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑪・⑬は、八幡新田宮鎮座地と瓊瓊杵尊の陵墓である可愛山陵とが一体である事を示すため、文書④・⑫は、薩摩国司初任神押が八幡新田宮に対して行われている事、文書⑥は、八幡新田宮修造遅引を蒙古襲来の原因としている事、文書⑩は、八幡新田宮が修造の際朝廷より使者を派遣される程重要視されていた事を示すため、各々『神代三陵志』に引用されたと考えられる。

『神代三陵志』可愛山陵項は、瓊瓈杵尊の墓所である可愛山陵が現在の新田神社鎮座地である事を示すために、後醍院真柱により江戸末期に編纂された。後醍院真柱は、現在は焼失し残っていない部分⁽²²⁾も含め『新田神社文書』から、八幡新田宮と可愛山陵とが一体である事を主張している部分を引用している。後醍院真柱は、編纂当時現存していた『新田神社文書』の中から、八幡新田宮の成立時期を平安前期の元慶6年（882）に遡及できる部分、八幡新田宮が五所別宮の第一であり、八幡宮発祥の神社である事、八幡新田宮の前身が可愛山陵であり、八幡新田宮は瓊瓈杵尊の靈廟である事、八幡新田宮に対する薩摩国司の初任神押実施からも窺える様に、八幡新田宮の由緒深さや八幡新田宮と瓊瓈杵尊（可愛山陵）との関係深さに関する文書を『新田神社文書』から選んで引用している⁽²³⁾。

ここで『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』からどの様な事が分かるか、章を改めて検討していきたい。

二、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』から判明する事について

本章では、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』を分析し、判明する事を明らかにしたい。『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』は、第1章に掲げた。その中で最古の文書は、文書①である。

文書①では、平安末期の永万元年（1165）八幡新田宮は、宇佐弥勒寺との間に既に莊園制的関係が形成されている事⁽²⁴⁾、当該期に八幡新田宮例名常見浮免田が設定されている事⁽²⁵⁾が確認される。

文書②において、当該期（宝治元年（1247））八幡新田宮は、九州五所別宮の第一であると共に神王面は天孫降臨の際の五部神の化身である事を主張し、宮領を押領し神人達に濫妨狼藉を働いた阿多北方地頭鮫島家高の解任を求めている。

文書③に拠れば、建長8年（1256）4月迄には、八幡新田宮所司神官達は、瓊瓈杵尊の墓所である可愛（山）陵高城千台宮が八幡新田宮の前身であると主張している。文書③は、瓊瓈杵尊と八幡新田宮との関係を示した最初の史料であり、この後八幡新田宮と瓊瓈杵尊の墓所である可愛山陵との一体化が主張され始める端緒である。八幡新田宮の所司神官達が瓊瓈杵尊との関連を主張した理由は、恐らく再度地頭から所領を押領されない様に宗教的権威付けを行うためであったと推定される。同時に八幡新田宮は、文書⑥からも窺える様に、修造がなかなか進まない状態で

あった。八幡新田宮を宗教的に権威付けする事により、滯っている八幡新田宮の修造を実現させる事を意図していたと考えられる⁽²⁶⁾。またこの時期薩摩国内において、八幡新田宮よりも神社としての地位が上であった開門社⁽²⁷⁾は文書⑧に拠れば、祭神は天智天皇及び皇后である。或いは既にこの時期八幡新田宮は、開門社と対決する事を見越して、天智天皇より遙か以前であり、天智天皇の祖とされている瓊瓊杵尊との結びつきを強めたと思う。

文書④では、鎌倉中期の正嘉2年（1258）薩摩国司の神拝が八幡新田宮に対して行われた事、国司初任神拝の京進物として米が送られていた事、この京進米を牛屎院・加世田別府等が負担していた事が確認される。

文書⑤に拠れば文永5年（1268）、八幡新田宮の前身は瓊瓈杵尊の墓所である可愛（山）陵高城千台宮、文書⑦に拠れば弘安7年（1284）、文書⑧に拠れば弘安10年（1287）、文書⑨に拠れば正応元年（1288）、文書⑪に拠れば永仁7年（1299）、文書⑬に拠れば元亨4年（1324）、八幡新田宮は可愛（山）陵高城千台宮である事が明示されている⁽²⁸⁾。前述の様に文書③の建長8年（1256）以降、八幡新田宮と瓊瓈杵尊との関係が設定・強化されている事が分かる。この結果として、八幡新田宮が八幡宮本来の祭神である応神・仲哀天皇と神宮皇后に加えて瓊瓈杵尊を合祀した可能性のある時期は、鎌倉中期以降であると考えられる。

この中で文書⑦・⑨・⑪には、八幡新田宮が八幡宮発祥の神社である事が記載されている。また文書⑬は、八幡新田宮が薩摩国一宮を称した最初の史料である⁽²⁹⁾。文書⑧にもある様に、蒙古襲来後薩摩国内では一宮相論が展開した。その結果八幡新田宮は元亨4年（1324）頃には薩摩国一宮を称し始めた。

文書⑥では、文永11年（1274）合戦の翌年の文永12年（建治元年（1275））に、平安末期以来修造が行われていない八幡新田宮は、今回造営されなければ間違いなく滅亡する事、神王面も虫損状態であり、神の怒りに対する恐れを抱かざるを得ない事、八幡新田宮の宝蔵を開き神王面の虫損に気付いた時に蒙古襲来の知らせを聴いた事、蒙古との鬭いにおいて神王面に宿る神々も参加した事等が記載されている。なかなか実現しない修造を促進するために、八幡新田宮所司神官達は、恐らく文永11年合戦の頃異国降伏祈祷等を行っていたと考えられる。

文書⑧は、蒙古襲来後の薩摩国一宮相論関係史料である。弘安4年（1281）合戦後、薩摩国守護島津忠宗は、異国降伏祈祷に貢献した一宮を注進する様に、鎌倉幕府の命を受けた。この事が契機となり、薩摩国内において激しい一宮相論が始まった。この一宮相論の結果、八幡新田宮は異国降伏に尽力した事により、事実上薩摩国一宮に認定された⁽³⁰⁾。

文書⑩は、八幡新田宮の修造関係史料である。蒙古襲来時に八幡新田宮は、異国降伏祈祷に尽力したり、御家人である執印惟宗重兼が異国警固番役を勤めたりした⁽³¹⁾。朝廷が八幡新田宮修造のため薩摩国内に使節を下向させた事も、八幡新田宮が異国降伏祈祷や異国警固番役に尽力している事と関係があると考えられる。

文書⑫は、薩摩国留守所が加世田別府宛てに発給した下文の写である。新任の薩摩国司が、八

幡新田宮に参拝する際に必要な物資を加世田別府に割当てたものである。

以上『神代三陵志』可愛山陵項に所収された『新田神社文書』の各々について、判明する事を挙げてきた。最後に『神代三陵志』可愛山陵項に所収された『新田神社文書』について、個別文書の性格を踏まえて全体的な性格を検討してみたいと思う。

『神代三陵志』可愛山陵項は、後醍醐天皇が可愛山陵に比定すべき所として八幡新田宮の鎮座地である八幡山を考え、その根拠となる文書を『新田神社文書』の中から選び取めたのである⁽³²⁾。従って『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』の中には、八幡新田宮の創建時期を示す文書や薩摩国司の初任神拝に関する文書等もあるが、その中心は八幡新田宮鎮座地である八幡山が可愛山陵であった事を記した文書であったと考えられる。従って八幡新田宮の創建や特に八幡新田宮の前身及び八幡新田宮自体が可愛山陵であったと記した文書については、『神代三陵志』可愛山陵項にはほぼ網羅されていると思う。しかし八幡新田宮と薩摩国司との関係（国司初任神拝関係等）等、それ以外の性格の文書は、『神代三陵志』可愛山陵項で取扱う事を目的とはしていない。従って『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』は、可愛山陵と八幡新田宮との関係を示す文書をほぼ網羅し、八幡新田宮と可愛山陵との関係がいつ頃から言われ始めたかを知る上で有効な史料群であると思う。

八幡新田宮は、いつ頃から瓊瓊杵尊の墓所可愛山陵との関係を称出すのであろうか。文書②（宝治元年（1247）11月）の時点では、「九州五所別宮の第一」と称してはいるが、未だ瓊瓈杵尊との関係は称えていない。瓊瓈杵尊との関係を称出すのは、文書③（建長8年（1256）4月）の時点である。故に八幡新田宮が瓊瓈杵尊との関係を称出す時期は、宝治元年（1247）11月から建長8年（1256）4月の間であると思う。

八幡新田宮が瓊瓈杵尊との関係を称出した理由は何か。その理由としてまず考えられる事は、宗教的権威付けをする事により、地頭の濫妨狼藉行為を防ぐ事ではないかと思う。宝治元年八幡新田宮は、阿多北方に存在していた所領が地頭鮫島家高に押領され、徵税催促に下向した神人達迄傷つけられ、神の化身と言われていた神王面も破壊されたり奪われたりした。最後は鎌倉幕府により、鮫島家高は処罰され地頭職を改易された。八幡新田宮は、鮫島家高所領押領事件の再発を防ぐために、宗教的権威で自らを守ろうとしたと思う。

またなかなか実現しない八幡新田宮の修造を催促する目的で、八幡新田宮の宗教的権威付けを行う意図があったと考えられる⁽³³⁾。また八幡新田宮所司神官達には、薩摩国一宮開門神社への対抗意識が有ったのではないかと思う。開門神社は、薩摩国内の神社の序列上、八幡新田宮より上位であったと考えられる⁽³⁴⁾。文書⑧にも有る様に、開門神社の祭神は天智天皇・皇后であった。国衙との関係を強化して勢力を伸ばしつつあった八幡新田宮は、仲哀・応神天皇や神功皇后を祭神としていた。しかしこれでは天智天皇と同じ天皇同士なので、八幡新田宮は開門神社に差を付けるために、天皇家の祖先神と考えられている瓊瓈杵尊を祭神としたと考えられる。

本章では、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』の史料的性格について考察してき

た。『神代三陵志』可愛山陵項所収文書は、八幡新田宮と可愛山陵との関係を示す文書をほぼ網羅していると考えられる事、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』を分析した結果、八幡新田宮が瓊杵尊との関係を主張し出すのは、阿多北方地頭鮫島家高の押領行為のあとで、地頭の非法行為を2度と受けないためと滞る修造を促進するため、及び薩摩国内で神社序列上、上位に有る開門神社に対抗する意図を有していたために、宗教的に権威付けした事を明らかにした。

おわりに

本稿では、『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』の内容と史料的性格について考察した。その結果、瓊杵尊の陵墓である可愛山陵を八幡新田宮の鎮座する八幡山に比定する根拠として編纂された『神代三陵志』可愛山陵項には、八幡新田宮の前身及び八幡新田宮自体が可愛山陵であると記載した文書が主に収められている事が分かった。

『神代三陵志』可愛山陵項『新田神社文書』は、主に八幡新田宮と可愛山陵との関係を記載した文書が主で、両者の関係は鎌倉前期に阿多北方地頭鮫島家高が八幡新田宮領押領事件を起こした事を契機に、八幡新田宮が宗教的に権威付けを意図した事、滞っていた修造を催促する意味で八幡新田宮を宗教的に権威付けする必要が有った事、薩摩国内で八幡新田宮より神社として序列が上の開門神社への対抗を意図した事により、八幡新田宮は可愛山陵との関係を構築・強化していくと考えられる。

但し『神代三陵志』は、江戸時代の編纂物である。本稿では、原文書が残らず『神代三陵志』可愛山陵項に引用の形で残っている文章を取上げ分析した。こうした場合、史料批判や史料としての有効性を検討する事は重要である。本稿は、江戸時代の編纂物に収められた中世文書の史料的性格について考察したささやかな素描であるが、今後もこうした問題について分析していきたい。

(付記)

本稿は、九州諸国における中世一宮制の成立・展開過程の研究（課題番号12610339）の成果の一部である。

註

- (1) 鹿児島史談会編『神代三山陵』（鹿児島史談会、昭和10年）、『神代三陵志』・著者略伝項、池田俊彦「三山陵確定に付いて尽力せし人々」（同『神代三山陵に就いて』（紀元二千六百年鹿児島県奉祝会、昭和15年））後醍醐真柱項、小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」（『鹿児島短期大学研究紀要』46、平成

2年)。

- (2) 小林敏男「薩摩藩の神代三陵研究者と神代三陵の画定をめぐる歴史的背景について」(『鹿児島短期大学研究紀要』47, 平成3年)。
- (3) 池田俊彦「神代三山陵」(同『神代三山陵に就いて』), 中村明藏「江戸期地理書における神代三山陵の位置」(『李刊邪馬台国』23, 昭和60年, 昭和61年に同『熊襲・隼人の社会史研究』(名著出版)に再録), 川崎大十「新田神社と可愛の山陵」(『李刊邪馬台国』37, 昭和63年), 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。『宮崎県史 通史編 古代2』(宮崎県, 平成10年), 第1章日向国の成立, 第2節日向神話, 4日向神話と宮崎県, (1)陵墓項。
- (4) 池田俊彦「神代三山陵の確定及皇室の御崇敬」(同『神代三山陵に就いて』), 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」, 『宮崎県史 通史編 古代2』, 第1章日向国の成立, 第2節日向神話, 4日向神話と宮崎県, (1)陵墓項。
- (5) 『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』は, 『薩摩国新田神社文書』(国幣中社新田神社, 昭和18年), 『薩摩国新田神社文書(鹿児島県史料集Ⅲ)』(鹿児島県立図書館, 昭和38年), 川内郷土史編纂委員会編『薩摩国新田神社文書(2)(川内市史料集5)』(川内市, 昭和48年)に各々収録されている。しかし後述の様に『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』は, 新田神社の現蔵文書や『鹿児島県史料旧記録前編・後編』所収『新田神社文書』とは殆ど重ならない。
- (6) 本稿では『神代三陵志』は, 鹿児島史談会編『神代三山陵』所収の『神代三陵志』を使用する。猶本稿では旧字体は, 全て新字体で統一する。
- (7) 川内郷土史編纂委員会編『薩摩国新田神社文書(1)(川内市史料集1)』(川内市, 昭和47年), 史料番号, 107-イ, 永万元年(1165)7月 日付寺家政所下文案(以下新-107-イと略記する)。本稿では, 『神代三陵志』可愛山陵項所収『新田神社文書』を掲げる際には, 川内郷土史編纂委員会編『薩摩国新田神社文書(1)・(2)』とも照合している。
- (8) 『三国名勝図会』薩摩国高城郡水引之一, 八幡新田宮項。猶本稿では『三国名勝図会』は, 昭和57年に青潮社から刊行されたものを使用する。猶この史料は, 香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表わしたい。
- (9) 勿論同下文写に記載されている「三百余年」という記載は, 歴史上の事実とは考えられない。平安後期～南北朝期にかけて事実上石清水八幡宮の支配下にあった八幡新田宮が, 自らの由緒深さを示すために, 自らの創建年代を石清水八幡宮成立期直後の元慶6年に設定したと考えられる。猶小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」を参照。
- (10) 阿多北方地頭鯨島家高と八幡新田宮との相論に関しては, 江平望「古代末期の薩南平氏ーとくに平権守忠景と阿多四郎宣澄についてー」(『知覧文化』9, 昭和47年), 抽稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』52, 平成13年)等を参照。
- (11) 五所別宮に関しては, 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』(吉川弘文館, 昭和50年), 第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷, 第3章弥勒寺領と末寺末宮, 第4節九州五所の別宮, 土田充義「九州五所別宮の成立とその本殿形式」(『西南地域史研究』2(文献出版, 昭和53年), 平成4年に同『八幡宮の建築』(九州大学出版会)に再録)等を参照。猶小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」を参照。
- (12) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (13) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (14) 川添昭二「蒙古襲来と中世文芸」(『日本歴史』302, 昭和48年, 昭和57年に同『中世文芸の地方史(平凡社選書71)』(平凡社), 平成15年に同『中世九州の政治・文化史』(海鳥社)に再録)。
- (15) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (16) 五味克夫「新田宮執印道教具書案その他」(『日本歴史』310, 昭和49年), 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」(『歴史学研究』500, 昭和57年), 江平望「中世の知覧と頴娃, 付, 中世頴娃郡・頴娃氏関係史料」(『知覧文化』24, 昭和62年)。
- (17) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (18) 新-74-ロ, 正応6年(1293)3月20日付関東御教書案, 新-74-ハ, 正応6年(1293)5月11日付薩摩国守護島津忠宗施行状案等。

- (19) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (20) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (21) 『神代三陵志』には、ここで扱った文書以外にも『新田神社文書』を引用している。しかし引用部分は極短い。本稿では、引用部分が元の文書形態を想定できるものに限定して考察した。
- (22) 五味克夫「新田宮執印道教具書案その他」。
- (23) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (24) 田中健二「宇佐弥勒寺領における莊園制的関係(1)－本家について－」(『九州史学』75, 昭和57年)。
- (25) 挙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」(『九州史学』86, 昭和62年), 但しこの史料及び浮免田の考え方に関しては、香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (26) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (27) 五味克夫「新田宮執印道教具書案その他」, 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」, 江平望「中世の知覧と頴娃, 付, 中世頴娃郡・頴娃氏関係史料」, 永山修一「文献から見る平安時代の開聞岳噴火」。
- (28) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (29) 八幡新田宮が薩摩国一宮を称した事を示す史料としては、文書⑬(元亨4年(1324)5月付薩摩国一宮八幡新田宮所司神官等解状写)の他に新-113, 元亨3年(1323)8月日付八幡新田宮本神人等名帳がある。この2つの史料を比較すると、時期的には元亨3年8月日付八幡新田宮本神人等名帳の方が早い。本来は八幡新田宮が薩摩国一宮を称した事を示す最古の史料としては、元亨3年8月日付八幡新田宮本神人等名帳を示すべきかもしれない。但し現存の元亨3年8月日付八幡新田宮本神人等名帳は、元亨3年(1323)8月日付で注進し、元徳3年(1331)8月日付で再注進したものである。故に最注進の際、書加えられた可能性を全く排除できない。従って本稿では、八幡新田宮が薩摩国一宮を称した初見史料としては、取敢えず文書⑬の方を示して置く。
- (30) 新-7, 正応6年(1293)4月20日付薩摩国守護島津忠宗施行状, 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」。
- (31) 新-39, 永仁2年(1294)7月30日付薩摩国守護島津忠宗覆勘状, 新-40, 永仁3年(1295)4月16日付薩摩国守護島津忠宗覆勘状。但し何れも八幡新田宮執印惟宗重兼本人が勤めたものではなく、勤めたのは重兼の代官であった。
- (32) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (33) 小林敏男「神代可愛山陵の変遷と決定事情」。
- (34) 開門神社は式内社であり、律令国家期に朝廷より叙位された位が薩摩国内の神社の中で最も高位である。それに対して八幡新田宮は式外社であり、律令国家期にはその存在さえ確認できない。当初開門神社の方が八幡新田宮よりも高位であったと考えられる。